

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出
(2)租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

[illegible]

○ 別表十六（一）「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第1号	10012	「32」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第1号)	10013	
	平成23年旧措置法第68条の10第1項第2号	10016	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第2号)	10017	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第3号	10020	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第3号)	10021	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第1項第4号	10024	
	平成23年12月旧措置法第68条の10第6項 (同条第1項第4号)	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第1号イ」	10277	
	第68条の10の2第1項第1号イ	10383	
	「第68条の10第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法平成第68条の10の2第1項第1号ロ」	10280	
	第68条の10の2第1項第1号ロ	10386	
	「第68条の10第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号イ」	10283	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の10第1号第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第68条の10の2第1項第2号ロ」	10286	「32」の欄の金額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項（「第42条の6第1項第1号」又は「平成24年旧措置法第42条の6第1項第1号」）	10030	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第2号）	10033	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第3号）	10036	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第4号）	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第1号	10044	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第2号	10047	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第3号	10050	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第4号	10053	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第5号	10056	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第6号	10059	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第7号	10062	
	平成23年12月旧措置法第68条の12第1項第8号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「平成24年旧効力措置法第68条の14第1項」又は「平成24年旧措置法第68条の14第1項」	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
公害防止用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第1項第1号	10086	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
公害防止用設備の特別償却	平成24年旧措置法第68条の16第1項第1号	10297	「32」の欄の金額
	第68条の16第1項第1号	10395	
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第1項第2号	10089	
	第68条の16第1項第2号	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の17第1項	10092	
	第68条の17第1項	10303	
地震防災対策用資産の特別償却	平成23年旧措置法第68条の19第1項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の20第1項	10098	
	第68条の20第1項	10373	
事業革新設備等の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の21第1項	10101	
	平成23年12月旧措置法第68条の21第2項	10104	
	平成23年12月旧措置法第68条の21第3項	10107	
共同利用施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の24第1項	10110	
	第68条の24第1項	10376	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第68条の25第2項」又は「平成23年旧措置法第68条の25第1項」	10309	
	第68条の25第1項	10376	
特定高度通信設備の特別償却	第68条の26第1項	10312	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項第1号イ）	10116	「32」の欄の金額
	第68条の27第1項（第45条第1項第1号イ）	10315	
	第68条の27第1項（第45条第1項第1号ロ）	10119	
	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項第1号ハ）	10122	
	第68条の27第1項（第45条第1項第1号ハ）	10318	
	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項第1号ニ）	10125	
	第68条の27第1項（第45条第1項第1号ニ）	10321	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成24年旧措置法第68条の27第1項（平成24年旧措置法45条第1項第2号）	10128	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項第2号）	10398	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成24年旧措置法第68条の27第1項（平成24年旧措置法45条第1項第3号）	10131	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項第3号）	10401	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項第4号）	10134	
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第1項第1号	10137	
	第68条の29第1項第1号	10324	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第1項第2号	10140	「32」の欄の金額
	第68条の29第1項第2号	10327	
	平成23年旧措置法第68条の29第1項第3号	10143	
	平成23年旧措置法第68条の29第2項	10146	
	平成23年旧措置法第68条の29第3項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	平成24年旧措置法第68条の30第1項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	平成23年旧措置法第68条の31第2項第1号	10158	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項第2号	10161	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項第3号	10164	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項第4号	10167	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第1項	10170	
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の33第1項	10173	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第1項	10333	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10176	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	10336	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」	10339	「32」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第1項」	10342	

○ 別表十六（一）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」（特別償却不足額）又は「第4項」（合併等特別償却不足額）	10186	「33」の欄の金額